

福祉サービス第三者評価事業に関する指針等の改正に伴う長野県としての対応について（案）

平成 30 年 3 月 26 日付厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名により「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」が発出され、平成 30 年 4 月 1 日から適用となりましたので、長野県の対応策（案）は以下のとおりです。

改正された規定等（抜粋）	長野県の対応策（案）
<p>（別紙 1）平成 30 年 4 月 1 日適用分</p> <p>（別紙）福祉サービス第三者評価事業に関する指針</p> <p>1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について</p> <p>（1）経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置づけ</p> <p>社会福祉法第 78 条第 1 項では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされており、社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。</p> <p>したがって、福祉サービス第三者評価事業は、<u>一義的には社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。</u></p> <p><u>また、本事業は、（2）に規定するとおり、利用者の適切なサービス選択に資するものともなり得ることから、社会福祉事業の経営者は、これらの意義を踏まえ、福祉サービス第三者評価を積極的に受審することが望ましいものであること。</u></p>	<p>「長野県における福祉サービス第三者評価事業について（指針）」（平成 17 年 12 月 15 日制定）の 9 において「事業者は、その施設・事業所ごとに、年 1 回の第三者評価の受審に努めること。ただし、当分の間は、少なくとも 3 年に 1 回以上の第三者評価の受審に努めるものとする。」と規定しており、従前から施設・事業所に受審を促しているところです。</p>
<p>（別添 1）都道府県推進組織に関するガイドライン</p> <p>4 第三者評価機関の認証</p> <p>（3）第三者評価機関の質の向上</p>	<p>他の都道府県推進組織に関連し、当県のみ</p>

改正された規定等（抜粋）	長野県の対応策（案）
<p>都道府県推進組織は、<u>質の高い第三者評価機関の確保のため、他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関についても認証を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>独自の扱いを採ることは適切ではないため、他県の今後の対応状況等を確認しながら、当県の関係規程の見直しについて検討していきます。</p>
<p>5 第三者評価基準及び第三者評価の手法 (2) 第三者評価の方法 第三者評価の方法は、<u>これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査によって行うものとする。</u> <u>この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。</u></p> <p>8 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発 (2) 普及・啓発 ① <u>受審率の数値目標の設定及び公表</u> <u>都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとする。</u> ② <u>実施状況の評価等</u> 都道府県推進組織は、<u>受審率など本事業の実施状況の評価を行った上で、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。</u></p>	<p>「長野県における福祉サービス第三者評価事業について（指針）」の7 ② 書面調査及び訪問調査で使用する事業評価票 において、自己評価票については既に活用しております。</p> <p>また、「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第12条第15号に規定する評価手法、評価項目等について」（平成29年9月1日施行）の「3 書面調査」（2）イで既存の資料を活用するなど事業所の負担軽減について、関係規程の見直しも含め検討する予定です。</p> <p>受審促進に向けた数値目標の設定や公表については、現状の受審率から福祉サービス別ごとの設定は熟慮を要することから、他県の状況を研究しながら、受審率アップ策の検討も踏まえ、数値目標を設定してまいります。</p>
<p>(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン 2 その他 (5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても<u>認証を行うよう努めるも</u></p>	<p>4 (3) と同じ。</p>

改正された規定等（抜粋）	長野県の対応策（案）
<p><u>のとする。</u></p>	
<p>(別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン</p>	<p>全国社会福祉協議会から、既出の共通評価基準（高齢者・障害・保育所）の改訂版が提示される予定（時期は未定）のため、提示された後に改定します。</p>
<p>(別添4) 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン</p>	<p>全国社会福祉協議会から、既出の各評価項目の判断基準に関するガイドライン（高齢者・障害・保育所）の改訂版が提示される予定（時期は未定）のため、提示された後に改定します。</p>
<p>(別添5) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン</p>	<p>(別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの改定に伴う改定のため、(別添3)の改定時に併せて改定します。</p>
<p>(別紙2) 平成31年4月1日適用分 (別添1) 都道府県推進組織に係るガイドライン 2 業務 ④ 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること 3 組織 ③ 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること 7 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修 都道府県推進組織は、第三者評価機関の評価調査者（評価調査者の候補を含む。）に対して、<u>評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修</u>を行うものとする。 なお、カリキュラムについては別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にするものとし、その講師は原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。</p>	<p>更新時研修については全国社会福祉協議会において平成31年(2019年)2月に、平成31年(2019年)4月に施行されるガイドラインとモデルカリキュラムに即した「更新時研修」の試行的な実施が予定されております。 また、その「更新時研修」の試行的な実施の前に、追加の通知等も示される予定があります。 これらを踏まえた上で、関係規程の見直しも含め、当県の対応について検討してまいります。</p>

改正された規定等（抜粋）	長野県の対応策（案）
<p>(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン</p> <p>2 その他</p> <p>(2) 第三者評価機関認証の更新第三者評価機関の認証は更新することができる。</p> <p><u>この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。</u></p> <p><u>また、以下のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。</u></p> <p>ウ (5)に定める定期的な事業報告又は都道府県推進組織への協力を行わない場合</p> <p>(3) 第三者評価機関認証の取消し</p> <p><u>第三者評価機関認証は、(2)において更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあっては、都道府県推進組織が当該都道府県における当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として取り消すものとし、同項に掲げる各号のいずれかに該当した場合にあっては、その有効期間にかかわらず、取り消すものとする。</u></p> <p>(4) 第三者評価機関からの認証辞退の取扱</p> <p>(5) 都道府県推進組織との関係</p>	<p>更新時研修については全国社会福祉協議会において平成31年(2019年)2月に、平成31年(2019年)4月に施行されるガイドラインとモデルカリキュラムに即した「更新時研修」の試行的な実施が予定されております。また、その「更新時研修」の試行的な実施の前に、追加の通知等も示される予定があります。</p> <p>これらを踏まえた上で、関係規程の見直しも含め、当県の対応について検討してまいります。</p> <p>なお、当県の認証している7評価機関のうち、6評価機関では認証期間が平成32年12月14日までとなっており、1機関が平成31年11月8日までとなっています。</p> <p>(3)が追加されたことにより、番号がずれたもの。</p>

改正された規定等（抜粋）		長野県の対応策（案）		
(6) 他都道府県の第三者評価機関の認証				
(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム				
更新時研修				
区分	研修 課目	形態・ 時間数	目的	内容
	1. 社会福祉制度の動向	講義・ 1時間 30分	社会福祉制度の直近の制度改正の内容について理解する。	社会福祉制度の直近の制度改正の理念、内容等について講義を行う。
	2. 分野ごとの第三者評価のポイント	講義・ 2時間	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、留意すべきポイントについて理解する。	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、積極的に評価すべき取組や留意すべきポイントについて講義を行う。
	3. 演習	演習・ 2時間	分野ごとの特徴を踏まえた第三者評価が適切に行えるよう、評価の技術や、視点を習得する。	分野ごとの第三者評価事例や、事業所における先進的な取組についてグループワークを行う。
	4. 講評・まとめ	全体会・ 1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。
				当県の対応を検討する際にカリキュラムの検討も併せて行います。